

天理市水質検査計画

(令和6年度)



天理市上下水道局

目 次

1. はじめに	1 ページ
2. 基本方針	1 ページ
3. 水道事業の概要	2 ページ
(1) 給水状況	
(2) 浄水施設の概要	
(3) 原水の状況	
(4) 奈良県営水道	
4. 水質検査の項目、地点、検査頻度	4 ページ
(1) 浄水	
(2) 原水	
(3) 水道水源保護地域	
5. 水質検査方法	6 ページ
6. 臨時の水質検査	6 ページ
7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表	6 ページ
8. 水質検査結果の評価・対応	7 ページ
9. 水質検査計画の見直し	7 ページ
10. 水質検査の精度と信頼性保証	8 ページ
11. 関係機関との連携	8 ページ



天理市水質検査計画

1. はじめに

水質検査計画とは、水質検査の適正化を図るために実施する水質検査項目や水質検査地点および頻度等を定めたものです。

水質検査は、供給する水道水が人の健康保護または生活上支障を生じないように水質基準の適合状況を確実に把握し、安全性を確認するために不可欠なものです。

天理市では、水道水が安全で良質であることの理解を深めていただけるように、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第6項に基づき、年度毎に検査場所、検査項目及び検査回数等を定めた『天理市水質検査計画』を策定し、前年度の『水質検査結果』と併せて公表しております。

2. 基本方針

（1）検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）については、配水池系統ごとに検査するとともに、浄水場の出口と水源（天理ダム、井戸）についても検査を行います。

（2）検査項目

- ①水道法で検査が義務付けられている水質基準項目。
- ②将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から定められた水質管理目標設定項目。
- ③お客様に供給している水道水が、より安全で良質であることを確認するために天理市が独自で行う水質項目。

（3）検査頻度

- ①水道法に基づき、色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査は、1日1回行います。また市内に設置している水質モニターにより常時監視します。
- ②水道法に基づき、月1回以上検査を行うこととされている項目は、1検査地点において月1回（12回／年）行います。
- ③毎月検査項目及び省略不可項目を除く検査項目については、原則として検査頻度を3箇月に1回（4回／年）の実施になりますが、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって過去3年間に於いて基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と過去3年間に於いての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上の検査頻度に省略することができます。しかし、本市においては水質の安全性を確保するため年1回以上の検査を行います。

3. 水道事業の概要

(1) 給水状況

天理市では、市内全域の方に水道水を供給しています。

表 1. 給水状況(令和 4 年度末現在)

給水人口	61,448 人
給水件数	24,766 件
1 日最大配水量	23,341 m ³ /日
1 日平均配水量	20,744 m ³ /日
年間配水量	7,571,583 m ³

(2) 浄水施設の概要

天理市では豊井浄水場と杣之内浄水場の 2 箇所で浄水処理を行っています。豊井浄水場ではダム水を杣之内浄水場では地下水を水源としています。また、奈良県営水道より浄水処理した水を受水して供給しています。

表 2. 浄水施設の概要

浄水場名		豊井浄水場	杣之内浄水場
所在地		豊井町687	杣之内町321
水源		ダム水(天理ダム)	地下水(深井戸)
施設能力		14,400 m ³ /日	7,200 m ³ /日
主な配水区域		天理市の中部及び西部	天理市の南部
浄水処理方法		塩素消毒 薬品凝集沈殿 粉末活性炭処理(臨時用) 急速ろ過	塩素消毒 薬品凝集沈殿 — 急速ろ過
使用薬品	消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
	凝集剤	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム
	吸着剤	水道用粉末活性炭(臨時用)	—



豊井浄水場



杣之内浄水場

(3) 原水の状況

豊井浄水場の水源である天理ダムでは、間欠式空気揚水筒装置によりかび臭の原因である藻類の発生を抑制し浄水処理により安全な水を供給しています。

また、杣之内浄水場の水源である地下水の水質は年間を通じて安定しており浄水処理により安全な水を供給しています。

表3. 水源

水源の種類		所在地	原水の注意すべき状況	水質管理上 注意すべき項目	
ダム水	天理ダム	長滝町横川306	・降雨等による高濁水発生 ・藻類プランクトンの発生 ・浮草の発生 ・農薬の流入 ・汚染された物質の流入 ・事故等による油類流入	・色度、濁度 ・かび臭物質 ・ハロ酢酸 ・農薬類 ・消毒副生成物 ・クリプトスポリジウム ・pH値 ・金属類	
地下水	北系	1号井戸	田町238-1	・鉄、マンガンによる水の着色 ・汚染された物質の流入	・色度、濁度 ・鉄、マンガン ・pH値 ・その他金属類
		2号井戸	東井戸堂町265-2		
		3号井戸	西井戸堂町525		
		7号井戸	岩室町42		
		8号井戸	岩室町字石原384-2		
		9号井戸	稲葉町作田419-2		
		10号井戸	嘉幡町字四ツ枝575-2		
		11号井戸	荒蒔町字東浦283-20		
		15号井戸	二階堂上ノ庄町215-2		
	南系	5号井戸	九条町字梅田205-5		
		12号井戸	西井戸堂町250-2		
		13号井戸	西長柄町267		
		14号井戸	西長柄町596		

(4) 奈良県営水道

天理市では奈良県営水道より浄水処理された水を受水して供給をしています。

表 4. 奈良県営水道 受水施設

施設名	石上北県水受水池	園原南県水受水池
所在地	石上町1149-2	園原町106
処理浄水場名	御所浄水場、桜井浄水場	桜井浄水場
水源	御所:表流水(吉野川) 桜井:ダム直接(室生ダム)	ダム直接(室生ダム)
受水池容量	7,000 m ³	4,300 m ³
主な配水区域	天理市の北部及び東部	天理市の南部



石上北県水受水池



園原南県水受水池

4. 水質検査の項目、地点、検査頻度

水質検査について、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目に加え水質管理上必要と判断した検査を実施しています。

また、本計画の「2. 基本方針」により水質検査を行います。

別表 1～別表 7、別図 1、別図 2 参照

(1) 浄水

①毎日検査…色、濁り、消毒の残留効果を検査しています。

検査地点：市内 8 ヲ所の給水栓（水質モニター）から採水。

検査頻度：法令で 1 日 1 回検査することになっています。

②毎月検査…一般細菌、大腸菌など 9 項目(別表 2 参照)と遊離残留塩素、水温、気温を検査しています。

検査地点：市内 12 ヲ所の給水栓から採水。

検査頻度：法令により毎月 1 回検査しています。

- ③全項目検査…水質基準と定められる51項目(別表2参照)と遊離残留塩素、水温、気温を検査しています。

検査地点：市内6箇所及び豊井浄水場配水池、杣之内浄水場浄水池から採水。

検査頻度：豊井浄水場配水池、杣之内浄水場浄水池は年1回、市内6箇所は年4回の検査としていますが、過去の検査結果や水源の状況を勘案し状況に応じて検査頻度を減じて実施することとしています。

- ④天理市が独自に行う検査として、豊井浄水場配水池でかび臭検査を毎月1回、ダイオキシン類、クリプトスポリジウム等の検査を年1回実施しています。

(別表1参照)

- ⑤独自に行う検査として、水質管理目標設定項目を豊井浄水場配水池で年2回、杣之内浄水場浄水池で年1回実施しています。(別表1参照)

- ⑥平成27年度から水質基準が強化された「トリクロロ酢酸」、「ジクロロ酢酸」については、豊井浄水場で監視強化すべき期間である夏季に検査しています。

(別表1参照)

(2)原水

- ①全項目検査…水質基準と定められる51項目(別表2参照)のうち、消毒副生成物(塩素添加により生成される)を除く39項目(別表4参照)と水温、気温を含む41項目を検査します。

検査地点：天理ダム取水塔、取水井戸4箇所、杣之内浄水場着水井2箇所の合計7箇所

検査頻度：天理ダム取水塔は年4回、その他検査地点では年1回検査しています。

- ②水質管理目標設定項目…別表5に記載する項目を検査します。

検査地点：天理ダム取水塔、10号井戸

検査頻度：天理ダム取水塔は年2回、井戸は年1回検査しています。

- ③天理ダム取水塔では、原水検査として水質障害の恐れのあるマンガン、アンモニア性窒素など別表6の項目を年4回検査し、また、クリプトスポリジウム等の検査(別表1参照)を年1回実施しています。

(3) 水道水源保護地域

きれいな水を市民が享受する権利を守るため、水源の保護に必要な施策を行い、水道に係る水質の保全及び水量確保を図り、現在及び将来にわたり市民の生命及び健康を守ることを目的に天理市水道水保護条例が制定されています。本条例のなかで、水源及びその上流地域で指定した区域を水源保護地域と呼んでいます。

本条例の規定により水源保護に関して識見を有する方などで構成する「天理市水道水源保護審査会」で、水源保護地域内の留意すべき等の箇所を選定し、別表7に記載する項目の水質検査を実施しています。

天理市水道水保護条例は天理市上下水道局ホームページに掲載しています。

5. 水質検査方法

1日1回以上行う検査（色、濁り、消毒の残留効果）については、水質モニターによる連続自動測定を行っています。また、その他の検査については、奈良広域水質検査センター組合及び水道法第20条に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に検査を委託します。

6. 臨時の水質検査

水源から給水栓までの間で次のような問題が発生した場合には、臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 浄水処理に異常が発生したとき
- ・ 工事等により水道施設や配水管が汚染された恐れがあるとき
- ・ その他検査の必要があると認められるとき

採水は原因の状況が把握できる場所で行い、検査項目については状況に応じて決定します。異常値を検出した時は、ただちに再採水を行い蛇口の水の安全が確認されるまで行います。

7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は、毎年3月に天理市上下水道局ホームページにて公開します。水質検査結果については、天理市上下水道局ホームページ及び上下水道局広報紙「すいどうだより」にて公表します。

8. 水質検査結果の評価・対応

<基本方針>

各項目について基準を超えている場合は、直ちに原因究明を行い基準を満たす水質を確保するため必要な対策を講じます。

<評価方法>

- ・健康に関する項目
(別表2 検査項目No. 1～31) 一般細菌、大腸菌、シアン、水銀については、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせて、基準を超えている場合は水質異常として扱います。

その他の項目については、長期的な影響を考慮しているので、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせ、基準を超えていることが明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い低減化対策を実施し基準を満たすようにします。水質基準超過が継続すると見込まれる場合は、水質異常として扱います。

- ・性状に関する項目
(別表2 検査項目No. 32～51) 検査ごとの結果を基準値と照らし合わせ、基準を超えていることが明らかになった場合は、水質異常として扱います。

<対応方針>

- ・健康に関する項目 取水及び給水の緊急停止措置等を講じ、かつその旨を関係者に周知させる措置を講じます。
- ・性状に関する項目 直ちに原因究明を行い、必要に応じ低減化対策を講じ基準を満たす水質を確保します。

9. 水質検査計画の見直し

水質検査計画と実際の水質検査等に不都合が生じた場合は、その部分の見直しを行います。また、法律の改正等による重要な変更、内容の大部分に対する変更が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査業務は、水道法第20条第3項に基づき地方公共団体の機関（奈良広域水質検査センター組合）又は、厚生労働大臣の登録を受けた者で実施します。

当該検査機関において、水質検査の適正な精度管理等の結果について確認します。

11. 関係機関との連携

水質汚染事故が発生した場合には、天理市上下水道局水質汚染事故対応マニュアルに記載されている関係機関等と情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じて水質検査等を行います。

天理市上下水道局 浄水課
〒632-0013 天理市豊井町687
TEL：0743-62-0496
FAX：0743-68-2105

別表 1 検査の種類と採水場所、検査頻度(別図参照)

		検査の種類	検査項目	採水場所	採水 箇所数	検査の 頻度	検査実施機関等
法定 検査	浄水	毎日検査 (1日1回以上 行う検査)	・色 ・濁り ・消毒の効果	(市内水質モニター) ・庵治町 ・櫛本町 ・福住町 ・遠田町 ・柳本町 ・山田町 ・森本町 ・藤井町	8箇所	1回/日	(自己検査) ・市内水質モニター
		毎月検査 (おおむね1箇月 に1回以上行う 検査)	別表2参照	(市内管末) ・渋谷町 ・庵治町 ・櫛本町 (配水池系統別) ・内馬場町 ・長滝町 ・福住町別所 ・中之庄町 ・山田町 ・藤井町 ・園原町 ・岩屋町 ・遠田町	12箇所	1回/月	(委託検査) ・奈良広域水質 検査センター組合 ・委託業者
		全項目検査 (おおむね3箇月 に1回以上行う 検査)	別表2参照	(市内管末) ・渋谷町 ・庵治町 ・櫛本町 (浄水場出口) ・豊井浄水場内配水池水 ・杣之内浄水場内浄水池水	8箇所	4回/年 1回/年	(委託検査) ・奈良広域水質 検査センター組合 ・委託業者
独自 に行う 検査	浄水	かび臭検査	・ジェオスミン ・2-メチルイソボルネオール	・豊井浄水場内配水池水	1箇所	1回/月 (※1)	(委託検査) ・委託業者
		要検討項目 ダイオキシン類	ダイオキシン類			1回/年	
		クリプトスポリ ジウム等検査	・クリプトスポリ ジウム ・ジアルジア ・大腸菌数 ・嫌気性芽胞菌			1回/年	
		水質管理目標 設定項目	別表3参照	・豊井浄水場内配水池水 ・杣之内浄水場内浄水池水	2箇所	2回/年 1回/年	
		ハロ酢酸	・トリクロロ酢酸 ・ジクロロ酢酸	・豊井浄水場内配水池水	2箇所	(※2)	
				・内馬場町		(※3)	
	原水	全項目検査	別表4参照	・天理ダム取水塔 ・9号井戸(北系) ・12号井戸(南系) ・杣之内浄水場内着水井(北系、南系) ・15号井戸(北系) ・3号井戸(北系)	7箇所	4回/年 1回/年	(委託検査) ・委託業者
		水質管理目標 設定項目	別表5参照	・天理ダム取水塔 ・10号井戸	2箇所	2回/年 1回/年	
		天理ダム原水検査	別表6参照	・天理ダム取水塔	1箇所	4回/年	
		大腸菌数検査	・大腸菌 ・嫌気性芽胞菌	・杣之内浄水場内着水井(北系、南系)	2箇所	1回/年	
		クリプトスポリ ジウム等検査 (※4)	・クリプトスポリ ジウム ・ジアルジア ・大腸菌数 ・嫌気性芽胞菌	・天理ダム取水塔	1箇所	1回/年	
		天理市水道水源 保護条例に基づ く検査	別表7参照	・水源保護地域	指定 箇所	4回/年	

(※1) 配水池水は月1回実施し、天理ダムの水質状況により豊井浄水場ろ過水の検査も実施します

(※2) 夏季期間中(23週間)において週1回実施

(※3) 夏季期間中において月1回実施

(※4) 急速ろ過池があり、ろ過池出口の濁度が0.1度以下に維持しているため年1回とします。

別表2 浄水検査

項 目		基 準 値	全項目検査	毎月検査	区分	
1	一般細菌	100 個/mL以下	○	○	病原生物による 汚染の指標	
2	大腸菌	検出されないこと	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	●		無機物 重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	●			
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	●			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	●			
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	●			
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	●			
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	●			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	○			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	●			
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	●			
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	●		一般有機物	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	●			
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	●			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	●			
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	●			
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	●			
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	●			
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	●			
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	○		消毒副生成物	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	○			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	○			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	○			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	○			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	○			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	○			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	○			
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	○			
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	○			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	○			
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	●		着色	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	○			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	●			
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	●			
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	●		味	水道水が有すべき 性状に関する項目
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	●		着色	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	○	○	味	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	○			
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	○			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	●		発泡	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	△		臭気（かび臭）	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	△			
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	○		発泡	
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	●		臭気	
46	有機物（TOC）	3 mg/L以下	○	○	味	
47	pH値	5.8以上 8.6以下	○	○	基礎的性状	
48	味	異常でないこと	○	○		
49	臭気	異常でないこと	○	○		
50	色度	5度以下	○	○		
51	濁度	2度以下	○	○		

※ ○：実施項目

※ ●：過去3年間の検査が水質検査基準以下で基準値の5分の1以下であるとき、1年に1回実施する項目

※ △：本品目を算出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要が無いと明らかであると認められる期間は省略できる。

本市では6月から9月の間、月1回実施する項目

別表 3 浄水水質管理目標設定項目

項 目		目 標 値	区 分
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	無機物・ 重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下	
4	(欠番)		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	一般有機物
6	(欠番)		
7	(欠番)		
8	トルエン	0.4 mg/L以下	一般有機物
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下	消毒副生成物
11	(欠番)		
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)	消毒副生成物
14	抱水クロラル	0.02 mg/L以下(暫定)	
15	農薬類	検出値と目標値の 比の和として1以下	農薬
16	残留塩素	1 mg/L以下	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L以上 100 mg/L以下	味
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	着色
19	遊離炭酸	20 mg/L以下	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	臭気
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下	味
23	臭気強度(TON)	3以下	臭気
24	蒸発残留物	30 mg/L以上 200 mg/L以下	味
25	濁度	1 度以下	基礎的性状
26	pH値	7.5 程度	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	
28	従属栄養細菌	2000/ml以下(暫定)	水道施設の 健全性の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	着色
31	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L以下	一般有機物

※4番、6番、7番、11番は欠番

※10番、12番は検査省略(二酸化塩素を消毒剤として使用していないため)

※31番、年1回の検査

別表 4 原水全項目検査

項 目		基準値又は 目標値
1	一般細菌	—
2	大腸菌	—
3	カドミウム及びその化合物	—
4	水銀及びその化合物	—
5	セレン及びその化合物	—
6	鉛及びその化合物	—
7	ヒ素及びその化合物	—
8	六価クロム化合物	—
9	亜硝酸態窒素	—
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	—
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—
12	フッ素及びその化合物	—
13	ホウ素及びその化合物	—
14	四塩化炭素	—
15	1,4-ジオキサン	—
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	—
17	ジクロロメタン	—
18	テトラクロロエチレン	—
19	トリクロロエチレン	—
20	ベンゼン	—
21	塩素酸	—
22	クロロ酢酸	—
23	クロロホルム	—
24	ジクロロ酢酸	—
25	ジブロモクロロメタン	—
26	臭素酸	—
27	総トリハロメタン	—
28	トリクロロ酢酸	—
29	ブロモジクロロメタン	—
30	ブロモホルム	—
31	ホルムアルデヒド	—
32	亜鉛及びその化合物	—
33	アルミニウム及びその化合物	—
34	鉄及びその化合物	—
35	銅及びその化合物	—
36	ナトリウム及びその化合物	—
37	マンガン及びその化合物	—
38	塩化物イオン	—
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—
40	蒸発残留物	—
41	陰イオン界面活性剤	—
42	ジェオスミン	—
43	2-メチルイソボルネオール	—
44	非イオン界面活性剤	—
45	フェノール類	—
46	有機物(TOC)	—
47	pH値	—
48	味	—
49	臭気	—
50	色度	—
51	濁度	—

※21～31番、48番は検査省略(原水検査のため)

別表5 原水水質管理目標設定項目

項	目	基準値又は目標値
1	アンチモン及びその化合物	—
2	ウラン及びその化合物	—
3	ニッケル及びその化合物	—
4	(欠番)	—
5	1,2-ジクロロエタン	—
6	(欠番)	—
7	(欠番)	—
8	トルエン	—
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—
10	亜塩素酸	—
11	(欠番)	—
12	二酸化塩素	—
13	ジクロロアセトニトリル	—
14	抱水クロラル	—
15	農薬類	—
16	残留塩素	—
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—
18	マンガン及びその化合物	—
19	遊離炭酸	—
20	1,1,1-トリクロロエタン	—
21	メチル-tert-ブチル-エーテル	—
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—
23	臭気強度(TON)	—
24	蒸発残留物	—
25	濁度	—
26	pH値	—
27	腐食性(ランゲリア指数)	—
28	従属栄養細菌	—
29	1,1-ジクロロエチレン	—
30	アルミニウム及びその化合物	—
31	PFOS及びPFOA	—

※4番、6番、7番、11番は欠番

※10番、12番、13番、14番は検査省略(消毒副生成物のため)

※16番は検査省略(原水検査のため)

※31番、年1回の検査

別表6 天理ダム原水検査

項	目	基準値又は目標値
1	気温	—
2	水温	—
3	臭気	—
4	濁度	—
5	電気伝導率	—
6	pH	—
7	溶存酸素(DO)	—
8	化学的酸素要求量(COD)	—
9	浮遊物質(SS)	—
10	クロロフィル-a	—
11	総窒素	—
12	総リン	—
13	アンモニア態窒素	—
14	ジェオスミン	—
15	2-メチルイソボルネオール	—
16	溶存鉄	—
17	溶存マンガン	—

別表 7 天理市水道水源保護条例に基づく検査

項 目	排水水質基準値	項 目	排水水質基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	ダイアジノン	0.05 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	チオジカルブ	0.8 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロホン (DEP)	0.05 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	ペルメトリン	1 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	ベンスルタップ	0.9 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	イブロジオン	0.05 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	イミノクタジンアルベシル酸塩及び イミノクタジン酢酸塩	0.06 mg/L以下
P C B	検出されないこと。	オキシシン銅又は有機銅	0.2 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ジェフェノコナゾール	0.25 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	シブロコナゾール	0.3 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	チウラム (チラム)	0.2 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	チオフアネートメチル	3 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	チフルザミド	0.07 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	トリフルミゾール	0.39 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	トルクロホスメチル	2 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	バリダマイシン	12 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	プロピコナゾール	0.5 mg/L以下
チウラム (チラム)	0.006 mg/L以下	ホスカリド	1.1 mg/L以下
シマジン (C A T)	0.003 mg/L以下	ベノミル	0.2 mg/L以下
チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	0.02 mg/L以下	アシュラム	2 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下	エトキシスルフロン	1 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下	シクロスルファムロン	0.8 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	シマジン (CAT)	0.03 mg/L以下
フッ素	0.8 mg/L以下	トリクロビル	0.06 mg/L以下
ホウ素	1 mg/L以下	ナブロバミド	0.3 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	フラザスルフロン	0.3 mg/L以下
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下	プロビザミド	0.5 mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	ベンフルラリン又はベスロジン	0.1 mg/L以下
亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	MCPAイソプロピルアミン塩及び MCPAナトリウム塩	0.051 mg/L以下
銅及びその化合物	1 mg/L以下	トリネキサパックエチル	0.5 mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	浮遊物質 (SS)	25 mg/L以下
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下		
フェノール類	0.005 mg/L以下		
フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下		
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.02 mg/L以下		

※天理市水道水源保護条例に基づく検査項目については、条例改正により検査項目等の変更がある場合があります

別図1(浄水)



別図2(原水)

